



猪選告示第61号

猪名川町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定について

兵庫県川辺郡猪名川町若葉2丁目50番地(A-906) 石井 洋二 が令和元年9月24日に提起した令和元年9月22日執行の猪名川町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により告示する。

令和元年9月30日

猪名川町選挙管理委員会

委員長 根本 善 弘



決 定 書

異議申出人 兵庫県川辺郡猪名川町
若葉2丁目50番地 (A-906)
石井 洋二

異議申出人が令和元年9月24日付けで提起した令和元年9月22日執行の猪名川町議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出について、猪名川町選挙管理委員会(以下「本委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を認容する。

本件選挙における当選人中西典章の当選は、これを無効とする。

異議申出の要旨

1 異議の申出の趣旨

異議申出人(以下「申出人」という。)は、本件選挙における当選人中西典章(以下「当選人」という。)の当選を無効とするとの決定を求めて異議の申出をしたものである。

2 異議申出の理由

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)の規定では、市町村議会議員選挙の被選挙権の要件の前提となる当該選挙の選挙権の要件として、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」とされているところ、当選人は、選挙期日前3箇月の町内での生活実態、居住期間を満たしていないことから、本件選挙の被選挙権を有せず、よって当選人とはなり得ない。

争 点

市町村の議会の議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが有するとされ(法第10条第1項第5号)、市町村の議会の議員の選挙権は、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされる。(法第9条第2項)

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引

引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上猪名川町に住所を有していたかどうか、という点にある。

決定の理由

本委員会では、本件異議申出について、その要件を審査した結果、形式的要件を具備したものであるので、これを受理し、審理にあたっては、申立人をはじめ必要とする関係者からの聞き取りや証拠書類等の提出を求めた。また、当選人に関しては、聞き取り後、意見書及び証拠書類等を徴し、口頭意見陳述の機会を与えることでその主張を明らかにする等、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解され、また、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判決）とされている。

また、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実態を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」（平成9年8月25日最高裁判決）とされている。

さらに、選挙権及び被選挙権の基準となる「引き続き3箇月以上」の期間の算定に関し、どの時点で引き続き3箇月以上経過している必要があるのか、という点は、選挙の期日を基準として算定することとされており、この場合の3箇月の期間計算については、民法の規定により、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3箇月目の応当日の前日に3箇月に達することとなる。

つまり、「引き続き3箇月以上」の期間は、選挙期日の令和元年9月22日を基準とし、令和元年6月22日から算定されるものである。

以上の観点から、当選人が、令和元年6月22日から同年9月22日までの間、引き続き本町に生活の本拠を有していたかどうかについて判断する。

2 当選人の住民票における住所の移動

転入前住所：川西市清和台（以下「旧住所」という。）

転入先住所：猪名川町つつじが丘（以下「前住所」という。）

(令和元年5月31日～同年8月1日)

転居先住所：猪名川町猪名川台1丁目1番地12（以下「現住所」という。）

(令和元年8月1日～現在)

3 申出人の主張の要旨

- (1) 申出人は、本件選挙が迫るに従い、住民との情報交換の場において、当選人は本町に居住実態がないとの声を多く聴くようになり、また本件選挙後インターネット上に当選人に対する居住実態の疑義に関する情報が掲載されたことを確認し、住民の関心の高さを認識した。
- (2) 申出人は、昨今の地方議会の選挙において居住実態が無く当選が無効となる事例が全国的に頻発している中、本町においても多くの住民が当選人の居住実態に関して疑念を抱いている現状を問題視し、今後の町政運営を委ねるべき議員として真に資格を有するのかが、今明らかにしておくべきであると判断したため、本申出を提出するに至った。

4 当選人の主張の要旨

当選人より利害関係人として意見書が提出され、また口頭意見陳述を行った。その要旨は次のとおりである。

- (1) 当選人は、一戸建ての住宅の田舎暮らしに興味があり、春頃から本町に移住を考え、町内のある住宅購入交渉が上手くいきそうだったので、仮住まいとして町内の友人（以下「A氏」という。）宅に5月31日頃から下宿をしていた。その際の条件は、食費代込で5万円、A氏の長男の家庭教師を行うこと等であった。
- (2) その後、住宅購入交渉に問題が発生し、また当選人が同居していることでA氏の児童扶養手当が支給されない問題が発生し、直ちに現住所の住宅の賃貸契約を結び、8月1日に住民票を移し現在に至っている。現在も町内で一戸建ての購入を検討している。
- (3) 町内での生活実態は、町政に特化した「いながわニュース」をほぼ毎日配信し、世界一早く町内のスクープを住民に提供し、町おこし等に貢献してきた自負がある。これらの記事執筆はすべてスマートフォンで行っており、記事の参考となる新聞、雑誌、書籍のほとんどは旧住所の所有物件にある。この場所は、インターネット環境が猪名川町内よりはるかに優れていたため、ほとんどの記事は事務所ともいえる旧住所で書いていた。
- (4) 経済活動としては、朝食、昼食、夕食とほとんど外食であり、町内の多くの飲食店を利用し、飲食代、交通費、物品購入を町内で使っていた。
- (5) 旧住所は、記事作成の事務所として使用し、新聞購読の関係からほぼ毎日訪れていた。6月には、朝の4時頃まで記事を書いていた。疲れ切っていたり、酒を飲んだ時

は運転不可のため旧住所で寝ていた。

- (6) 住居での生活では、別に実家もあり二重・三重生活と言われても仕方がないが、「本拠」というものをどのように認定するのか、認定できるのか、認定することに意味があるのかは疑問がある。光熱費について資料を提出するつもりでいるが、以上のことからあまり意味があるとは思えない。
- (7) 気ままに旅行に行き、友人と遊んで住居に帰らないこともざらにあり、今年も1週間以上の旅行に3回は行っていると思う。また、行動的な人間ほど住居は使用しないし節制家であれば、光熱費は少なくなるものである。
- (8) 申立人の異議申出の主張については、その根拠を示していない。一般論でいえば、立証責任は申出人にあるのではないか。
- (9) 当選人は、敵を多くつくり、複数の知人から身の危険を忠告されていた。そのため、ほとんど住所については、誰にも知らせず選挙が近づくまでは、存在感を出さないように暮らしていた。
- (10) 住民票の移動は、当然猪名川町役場で行い、それ以外も各種会議等に20回近く出席し、その都度住所を記録し傍聴を行っている。また、一庫ダムと多田浄水場の見学については、上下水道課から前住所に郵送されている。また、郵便の転送サービスは、仮住まいでは行わず、一戸建て購入後に行うつもりである。
- (11) 当選人がA氏宅に下宿をさせてもらっていたことで、児童扶養手当が2箇月分支給されなかった。当選人は、これは兵庫県が当選人の居住を前提にした措置と解釈しているが、A氏には迷惑をかけ、大変申し訳ない気持ちでいる。
- (12) 当選人は、以上のことから、5月31日以降町内で様々な情報発信と経済活動を行っており、旧住所を記事作成のための事務所にしていることで町内の住所地そのものを大いに使用しているとは言えないが、町内での生活実態は存在し居住もしている。被選挙権に問題はなく、当選は有効である。

5 本委員会が認定した事実等

本委員会が職権で収集した証拠書類等、聞き取り調査からは、次の事実が認められる。

- (1) 当選人は、本町転入以前から旧住所の建物を所有し、当該住所に住民票を置いていた。
- (2) 当選人は、令和元年5月31日に猪名川町役場へ来庁し、旧住所から前住所に住民票の住所を移した。なお、前住所にはA氏外3名の世帯のほか、A氏の父の単身世帯が存在している。
- (3) 当選人は、転入時に国民健康保険の手続きを行い、その後令和元年7月5日付で猪名川町役場住民保険課から国民健康保険税の納付書を前住所に送付したが、「あて所に尋ねあたりません。」との理由で返送された。その後8月1日に町役場を訪れた際、窓口で納付書を受け取り、支払いを行った。

(4) 当選人に関する前住所の水道使用量は次のとおりである。

水道使用者は、当選人以外に居住者5人である。

使用状況

事項	年月日	指針 (m ³)	水道使用量 (m ³)
通常検針	令和元年5月10日	409	(96)
通常検針	令和元年7月5日	481	72
通常検針	令和元年9月7日	576	95

(5) 令和元年7月23日、A氏から自身の児童扶養手当の受給に関するA氏及び当選人の申立書を町役場に提出してもらった。その後、兵庫県阪神北県民局宝塚健康福祉事務所とのやり取りの中で不明瞭な点を指摘され、追加で7月25日、8月6日の2回、A氏から申立書を提出してもらった。

(6) 当選人は、令和元年8月1日、賃貸人との間で、契約期間を同日から令和3年7月31日までとする現住所の家屋に係る建物賃貸借契約を締結した。

(7) 当選人は、令和元年8月1日に猪名川町役場へ来庁し、前住所から現住所に住民票の住所を移した。

(8) 当選人に関する現住所の水道使用量は次のとおりである。

水道使用者は、当選人のみである。

使用状況

事項	年月日	指針 (m ³)	水道使用量 (m ³)
開栓	令和元年8月1日	71	—
通常検針	令和元年9月9日	71	0
検針	令和元年9月24日	83	12

(9) 当選人は、関西電力より令和元年8月20日付の文書で、同月1日から電力使用開始のお知らせを受け取っている。

(10) 当選人は、自身の銀行口座の住所変更のため、令和元年9月5日に銀行への届出事項変更届を提出し、旧住所から現住所への住所変更の手続きを行っている。

(11) 当選人は、令和元年9月13日にガスの開栓申込みを行っている。

(12) 当選人は、令和元年9月24日に近所への挨拶に訪れ、選挙に当選したこと、選挙に出ていたため挨拶は控えていたことを伝え、ごみ当番はどうなっているのか確認を行っている。

6 当委員会による判断について

以上の事実を踏まえて、本件選挙における被選挙権を有するため、当選人が令和元年6月22日以前から令和元年9月22日までの間、本町に生活の本拠を有していたかに

ついて判断する。

(1) 前住所における判断

ア 令和元年9月25日に行った当選人及びA氏からの聞き取りによれば、猪名川町に転入したとする令和元年5月31日以降は、A氏宅で当選人と週3～4回程度は夕食を共にし、当選人はA氏の1階で寝泊りをし、月5万円の下宿代の支払いがあった旨、共通の証言があり、生活の本拠があったと主張されている。

一方、本委員会の収集した令和元年7月23日に提出された児童扶養手当の受給に関する申立書でA氏は、「月に3回程晩ごはんを一緒にする」「週に2度程顔を合わす」と記載し、また令和元年7月25日の同申立書では、「6月については2回、長男の家庭教師として1時間半程滞在したのみで、7月は一度も訪問していません」「生活実態は中西くんにはなく」と、同居人の立場から当選人に生活の本拠がないことを明確にしている。

これら証言と証拠書類の内容は大きく食い違っているが、当該申立書は、兵庫県知事・県民局長宛の公文書であり、児童扶養手当の受給に大きな影響を与えるため、当時、A氏も内容に虚偽があつてはならないとの認識はあつたと見るべきであり、よって、令和元年9月25日の証言を採用することはできず、令和元年7月23日、7月25日の申立内容を事実と解するのが相当である。

なお、当選人は意見書の中で児童扶養手当が2箇月分支給されなかったと記述しているが、これは誤認であり、実際はA氏から当選人の居住実態が無い旨記載された申立てにより、当該手当は支給されていることから、当選人が意見書で主張した兵庫県が自身の居住を前提にした措置、との解釈は成立しない。

イ 次に、なぜ川西市清和台に所有物件があり、新聞の配達が毎日され、荷物、書籍等の資料も置いてあり、インターネット環境が優れている等、むしろ居住に適した条件があるにもかかわらず、あえて町内に住民票を移してまで仮住まいしなければならなかったのか、という点を検討する。

当選人の意見書では、当選人は、町内で家を購入する計画であり、仮住まいとして、旧友のA氏宅に住所をおかせてほしいと依頼したとある。

一方、本委員会の収集した令和元年7月23日に提出された児童扶養手当の受給に関する申立書で当選人は、「知人に貸さなければいけない事態になったため」A氏宅に仮住まいさせてもらったとある。ただし、当該知人にどの程度の期間、頻度で貸していたのかは明らかでない。

この点、令和元年8月6日にA氏が再度行った児童扶養手当に係る追加の申立てには、「9月の町議員選挙に出馬の意向がある為、猪名川町に住民票が3ヶ月以上いるとの事で深く考えず住民票上同居する事を協力」した旨記載されており、旧住所から町内に住民票を移した理由が、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことを満たすためであったと記述されている。

これら事実から、当選人が本件選挙の被選挙権を取得することを主たる目的として本町に転入したと解すべきであり、前記アと併せて、当選人が生活の本拠を移転し、居住実態が前住所にあったとは到底認められない。

ウ 令和元年9月25日にA氏の父からは「私は当選人のことはよく知らない。ほとんど顔を合わせたことがない。」との趣旨の証言を得たが、前記アのとおり当選人及びA氏は、「週3～4回程度は夕食を共にし、当選人はA氏の1階で寝泊りしていた」と主張している。当選人が生活の本拠としていたならば、これらの証言に関しては合致せず、不自然であると言わざるを得ない。

エ 水道使用量をみると、当選人が住民票を移す前と移した後を比較してもほとんど差異はない。

一方で、A氏は、当選人は寝泊りのほか入浴もしていたとの証言をしているが、仮に成人男性が週に3～4回程度入浴していたとするならば、若干でも使用量は増えるものと考えられるが、逆に当選人が前住所に住民票を移していた時期は、当該使用量が減少しているため、少なくとも当選人の生活の本拠があったと判断する証明にはならない。

(2) 現住所における判断

ア 令和元年9月26日に事務局が行った現住所の近隣住民数人への聞き取りにおいて、「自治会の会員には入っていないし、居住していたことを知らない。」「空き家だと思っていた。」「出入りしていたら顔を見ると思うけど見ていない」「電気がついてのを見たことがない」等と、居住していたこと自体を驚かれる事が多く、居住実態が認められる証言は得られなかった。また、当選後初めて近隣住民への挨拶に訪れ、選挙に当選したこと、選挙に出ているため挨拶は控えていたことを伝え、ごみ当番はどうなっているのか確認を行っていたとの証言を得た。これは、当選人の意見書における「敵を多くつくり、複数の知人から身の危険を忠告されていた。そのため、ほとんど住所については、誰にも知らせず選挙が近づくまでは、存在感を出さないように暮らしていた。」との主張と合致するものの、この意見をもって令和元年8月1日以降、現住所に当選人の生活の本拠があったと判断することはできない。

イ 水道使用量をみると、8月1日から9月9日までを対象とする通常検針において0 m^3 とあり、これは使用量が1 m^3 未満であることを示す。当選人は、「行動的な人間ほど住居は使用しないし節制家であれば、光熱費は少なくなるものである。」と主張するが、仮に旅行等で不在期間があったり、外食等を主とした生活スタイルで飲料水を購入していたとしても、真夏の約1箇月間、1 m^3 未満の使用量となることは到底考えられず、9月から使用を開始したと仮定しても、少なくとも8月31日までにおいては、生活の本拠が現住所にあったとは認められない。

なお、9月10日から9月24日までの検針では、15日間で11 m^3 の使用量が

確認されている。

ウ ガスの使用状況では、当選人は9月13日に開栓申込みを行っている。ガスは台所でのみ使用するため、当選人は外食等を主とした生活スタイルによりその使用の必要性がなかったと主張している。この点、生活圏内での店舗の立地状況、単身者の生活スタイルから推測すれば、当選人の主張は否定できない。

しかしながら、9月13日に開栓した事実のみを客観的にとらえれば、前記イの9月10日以降の水道使用量の事実と併せ、やはり9月以降に生活の本拠を移したと解するのが相当である。

なお、浴室の給湯は灯油式であり、転居時点で灯油の残量があったため、灯油の購入履歴はないとの主張であるが、これは証拠資料の提出が無く判断材料として採用できない。

(3) その他

ア 旧住所の物件を所有している当選人は、「記事の参考となる新聞、雑誌、書籍のほとんどは旧住所の所有物件にあり、インターネット環境が猪名川町内よりはるかに優れていたため、ほとんどの記事は事務所ともいえる旧住所で書いていた。」と主張し、また、「記事作成の事務所として使用し、新聞購読の関係からほぼ毎日訪れていた。6月には、朝の4時頃まで記事を書いていた。疲れ切っていたり、酒を飲んだ時は運転不可のため旧住所で寝ていた。」とも主張している。

この件に関しては、本町に転入して以降も引き続き旧住所を「事務所」と称して使用しているものの、当選人の主観のみをもって「事務所」なのか「住居」なのか判断することはできず、客観的な証拠に基づき判断する必要がある。

この点、前記6(1)及び(2)より、少なくとも令和元年8月31日までの生活の本拠が本町にあったとは認められないから、この期間における旧住所の電気、ガス、水道の使用量その他の証拠書類を当選人に求めたが、提示はされなかった。

イ その他住所変更の手続きに関しては、当選人は運転免許証の住所変更を行っておらず、旧住所のままであると証言している。運転免許証については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条の規定により記載内容に変更があれば速やかに届出を行うことが義務付けられており、生活の本拠に変更すべきところ、これまで手続きはなされていない。なお、自身の銀行口座は、令和元年9月5日に銀行への届出事項変更届を提出し、旧住所から現住所への住所変更の手続きを行っている。

(4) 総合的判断

以上のことを総合的に判断すると、令和元年6月22日から少なくとも同年8月31日までの間、当選人の生活の本拠は前住所又は現住所にあったと認められず、これを覆す程度の証拠書類の提出や意見は確認できなかったため、本委員会としては、当選人が本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上猪名川町に住所を有していたとはいえず、よって、当選人は本件選挙における被選挙権を有しないと判断するもので

ある。

7 結論

以上の判断から、当選無効の決定を求めるとする申出人の主張には理由があるため、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和元年9月30日

猪名川町選挙管理委員会
委員長 根本 善弘



教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で兵庫県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（法第206条第2項）。